

# 令和8年度 高山市地域おこし協力隊員募集要項（全体版）【随時募集】

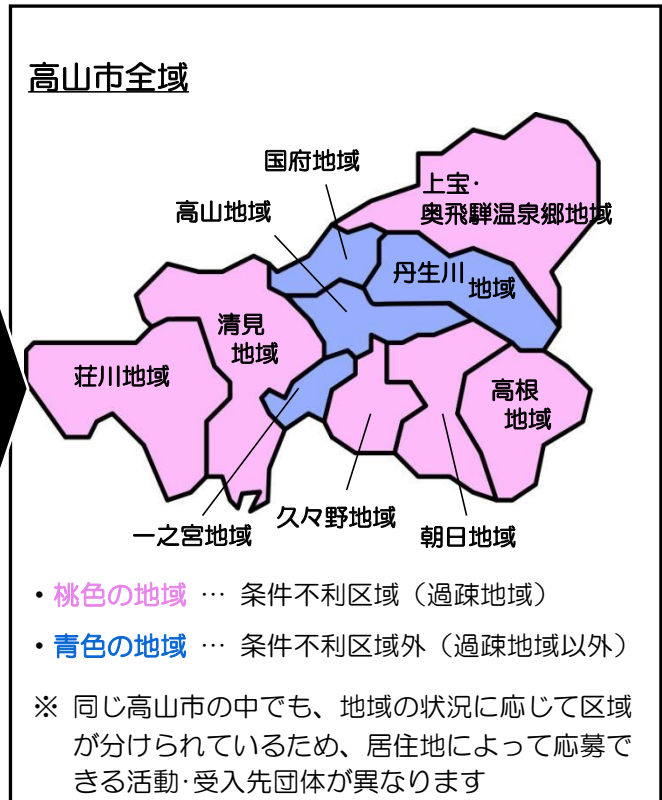
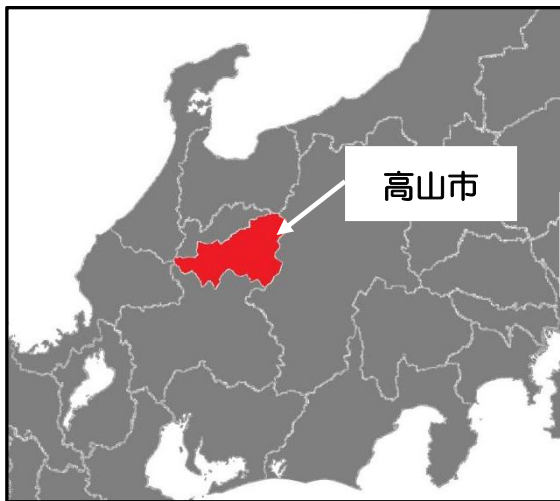
（ 随時募集のため応募があり次第選考となり、定員人数に達すると募集を締め切ります。応募をご検討の際は、事前にお問い合わせください。 ）

## 1. 高山市の概要

高山市は、岐阜県の北部にある、日本で最も面積の大きい市です。

長野県との境には乗鞍岳、槍・穂高連峰、御嶽山といった名山がそびえ、美しい四季のうつろいの中で生活を送っています。

人口は約8万人。その一方で、年間400万人が訪れる国際観光都市であり、江戸時代の面影を残す古い町並や、春と秋に開催される高山祭をはじめ、各地域で伝統や歴史が大切に受け継がれています。



## 2. 地域おこし協力隊員と

### 一緒に取り組む地域づくり

人口減少に伴う環境の変化は、高山市内各地域での活動などにも大きな影響を与えており、その担い手となる人材の確保が地域の振興をすすめていく上で大きな課題となっています。

こうした中、高山市では地域の活性化に意欲ある若者を「地域おこし協力隊員」として受け入れ、受け入れ先となる高山市内各地域の団体と一緒に活動してもらい、外部・若者からの視点による新しい地域の魅力の発掘や、地域の活性化に向けた新たな取り組みを企画・提案し実施いただくことで、地域（団体や住民）が主体となって取り組む地域の活性化に向けた活動を促進するとともに、持続可能な地域づくりにつなげます。

### 3. 募集概要（募集一覧）

令和8年4月1日以降、受け入れ先となる以下の高山市内の団体と一緒に活動いただきます。

#### ◆受入先団体： NPO 法人 飛騨高山ハンドボールクラブ

##### ◇募集テーマ：

スポーツビジネスを通して、  
地域の方々と共にスポーツの素晴らしさを共感しよう！

##### ◇活動内容（おもなもの）：

- ・地域の企業などとの繋がりづくり（スポンサー開拓やアフターフォロー）に向けた取り組みの実施
- ・地域行事やイベントの企画・運営の実施
- ・ホーム戦の準備や企画・運営の実施
- ・地域ファンの拡充に向けた取り組みの実施

##### ◇活動拠点・活動地域：

高山地域 ※高山市内全域で活動 【条件不利区域外（過疎地域以外）】

##### ◇募集人数：1名

※ 受入先団体での詳しい活動内容などにつきましては、「募集企画書」をご覧ください。

## 4. 応募要件

以下の要件をすべて満たす方とします。

- (1) 活動開始時点での年齢がおおむね 20 歳から 40 歳までの方
- (2) 居住地要件（現在住民票を置いている住所地など） ※
  - ・ 応募の時点で次に掲げる要件（①～④）のいずれかを満たし、協力隊員として委嘱（活動開始）後に生活の拠点と住民票を高山市内（活動拠点の地域）に移すことができる方
  - ① 3 大都市圏をはじめとする都市地域または地方都市に住民票がある方
  - ② 高山市以外の市町村において、協力隊員として活動されたことがある方（同じ地域で 2 年以上活動し、かつ、解嘱後から 1 年以内の方）
  - ③ JETプログラム終了者（2 年以上 JETプログラム参加者として活動し、かつ、JETプログラム終了から 1 年以内の方）で、高山市内の条件不利区域（過疎地域）での活動を希望する方
  - ④ 海外に在留し、市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方で、高山市内の条件不利区域（過疎地域）での活動を希望する方
- (3) 心身ともに健康で、地域おこし活動に意欲と情熱があり、協力隊員の任期終了後も高山市内での定住を望む方
- (4) 普通自動車免許を持っている方
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律に定める暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと

※ 1 ページの図にもありますとおり、高山市の中でも地域の状況に応じて、区域が分けられています。

このため、居住地（現在住民票を置いている住所地など）によって、応募できる活動受入先団体が異なります（受入先団体の区域の区分は、「**3. 募集概要**」での団体の「活動拠点」欄に記載しています）。

居住地要件に関するご確認については、お問い合わせいただくか、総務省の「地域おこし協力隊」Web ページに掲載されている地域要件確認表（下記 URL）をご覧ください。

「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000862230.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000862230.pdf)

- ◎ このほか、受入先団体が求めている（こんな方に来てほしい）人物像や経験、スキルなどにつきましては、「募集企画書」をご覧ください。

## 5. 協力隊員の待遇（雇用関係・委託期間）

高山市と協力隊員との間で業務委託契約を締結します（高山市と雇用関係はありません）。このため、協力隊員ご自身で国民健康保険や国民年金に加入いただき保険料をご負担ください。

初年度の協力隊員の任期（委託契約の期間）は、委嘱の日から令和9年3月31日までとします。その後1年度ごとの契約更新を行い、最初の委嘱の日から最長3年まで延長することができます（ただし、協力隊員としてふさわしくないと高山市が判断した場合には、任期の途中であっても委託契約を解除することがあります）。

## 6. 協力隊員の活動

- (1) 協力隊員は、受入先団体の活動拠点・活動地域に居住いただき活動を行います。
- (2) 協力隊員は、受入先団体での勤務形態に基づいて活動いただきますが、そのうちおよそ2/3の時間（期間）を受入先団体にて活動し、残り1/3の時間（期間）は協力隊員ご自身の地域定着のための活動（地域の行事などへの参加や自身の定住に向けた準備活動（副業も可能。ただし、副業の実施については必ず事前に高山市と受入先団体に相談してください））を行います。

## 7. 委託費用

- ◆活動費： 291,000円/月  
【国民健康保険、国民年金、災害保険などをご自身で加入・ご負担いただきます】
- ◆経費： 2,000,000円/年 ※契約期間（月数）に応じて変わります  
【研修などでの出張旅費のほか、活動の実施に必要な消耗品や備品、家屋の借上料（上限55,000円(税込み)/月、光熱水費などは自己負担です）、活動に必要な自動車の借上料（上限50,000円(税込み)/月）、活動車両の燃料費 など】

活動費については、毎月の活動状況や活動実績を提出いただき、1か月間の活動実績に応じて契約に基づき翌月に支払います。

経費については、四半期ごとに支払い、契約期間終了時に精算します。

※ 月の途中から協力隊員として委嘱（活動開始）する場合には、活動費や経費は日割り・月割りにより支払います。

※ 詳細は、協力隊員に決定した後、契約書などにより確認いただきます。

## 8. 応募方法

### (1) 申込書などの提出

提出書類	チェック欄
ア 高山市地域おこし協力隊員申込書	<input type="checkbox"/>
イ 現在の住民票の写し（発行日が3ヶ月以内のもの）	<input type="checkbox"/>
ウ 運転免許証の写し（現在有効のもの） 裏面に記載のある方は、合わせてコピーしてください	<input type="checkbox"/>
<u>（以下は外国籍の方のみ）</u>	
エ パスポートまたは在留カードなど、国籍が確認できるものの写し	<input type="checkbox"/>
オ 国際運転免許証（International Driving Permit）の写し ※日本の運転免許証をお持ちでない場合	<input type="checkbox"/>

※提出書類 ア は、高山市ホームページからダウンロードできます。

### (2) 応募期間 随時募集中です。

応募があり次第選考となり、定員人数に達すると募集を締め切ります。

※ 応募をご検討の際は、事前にお問い合わせください。

### (3) 提出部数 1部

### (4) 提出方法 ① 窓口に持参

提出先：高山市役所 4階 総合政策部 地域政策課

### ② 電子メール【必着】

メールアドレス：chiikiseisaku@city.takayama.lg.jp 宛てに

### ③ 郵送【必着】

宛て先：〒506-8555

岐阜県高山市花岡町2丁目18番地

高山市役所 総合政策部 地域政策課 宛て

※ 届いているかどうかの確認を、提出期限までに行ってください。

確認先：0577-35-3183（高山市地域政策課 直通）

### (5) 注意事項

- 提出書類などの作成や提出に関する経費は、すべて応募者様にてご負担ください。
- 提出いただいた後、提出書類などの内容について、電話またはメールなどで確認させていただくことがあります。
- （窓口提出や郵送提出の場合）提出いただいた書類につきましては返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- 今回の応募で知り得た情報は、地域おこし協力隊員の選考および決定・委嘱に関するものにのみ使用し、ほかの目的に使用することはありません。

## 9. スケジュール、審査（選考方法）など

### (1) 一次審査（書類選考）

- ・応募いただいた際に提出された書類に基づき、審査を行います。

### (2) 二次審査（面接選考）

- ・一次審査通過者を対象に、面接による二次審査を行います。
- ・希望があれば、審査（面接）日の前日（または当日）に現地を案内します。

**※ なお、応募前の現地の事前確認（現地訪問など）や、二次審査（面接）に要する交通費や宿泊費などは、すべて応募者（応募希望者）様のご負担となります。**

## 10. 協力隊員への支援

活動いただく協力隊員に対し、高山市では関係部署とともに受入先団体と連携して、協力隊員の活動をサポートします。

- (1) 協力隊員と定期的な打ち合わせによる活動状況の把握や助言（意見交換などを行う場を設ける）
- (2) 協力隊員が共同で取り組む活動の促進（新たな事業の共同提案・実施など）
- (3) 市民と協力隊員との交流の促進（交流会や活動報告会の開催など）
- (4) 協力隊員のスキルアップのための研修機会の提供
- (5) 協力隊員の生活に関する事や、任期終了後の定住に向けた相談への対応

## 11. その他

1. 審査による合格決定後に、申込書に記載の内容が事実と相違があったなど、協力隊員として活動いただくにふさわしくないと高山市長が認めた場合、合格の決定を取り消す場合があります。  
また、合格決定以降一定期間（合格通知の日より2週間）連絡が取れない場合は、合格を辞退したものと見なします。
2. 高山市地域おこし協力隊員として活動開始後、次に該当する場合には委託契約を解除することがあります。
  - (1) 心身の故障のため、受入先団体と一緒に活動することが困難であると高山市や受入先団体が判断した（困難であるとの申し出が協力隊員本人よりあった）場合
  - (2) 法令もしくは契約上の義務に違反し、または契約不履行となると高山市や受入先団体が判断した場合
  - (3) 高山市長が定める期間までに高山市内に住民票を移さない場合
  - (4) 協力隊員としてふさわしくないと高山市長が認めた場合
3. 審査の経過や結果に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

承ください。

4. 応募の際に提出いただいた個人情報など知り得た情報は、本応募に関することのみ使用し、ほかの目的に使用することはありません。
5. 応募前の現地の事前訪問（現地確認など）や、二次審査（面接）に要する交通費や宿泊費などは、すべて応募者（応募希望者）様のご負担となります。
6. 協力隊員として決定後、着任に向けた高山市までの交通費や引っ越し費用などに必要な経費は、すべて協力隊員様のご負担となります
7. すべての受入先団体での活動のほか、着任後の地域での生活の移動手段として、車は必要不可欠です。

## 12. 問い合わせ先

〒506-8555

岐阜県高山市花岡町2丁目18番地

高山市役所 総合政策部 地域政策課（市役所4階）

電話：0577-35-3183

FAX：0577-35-3174

メールアドレス：chiikiseisaku@city.takayama.lg.jp

- 募集に関するお問い合わせのほか、応募を希望している受入先団体への事前訪問（活動内容などの詳細確認や現地確認など）をご希望の際にもご相談ください。
  - ※ 希望日の1週間前までにはご連絡ください。
  - ※ ご意向に添うよう対応いたしますが、ほかの申込み希望者との調整により、日程を変更させていただく場合があります。
  - ※ 事前訪問に要する交通費や宿泊費などは、すべて応募希望者様のご負担となりますので、ご了承ください。
  
- 受入先団体の連絡先は、「募集企画書」にてご確認ください。